

田正不印、四時奉養例、長致を印、田正正雄年之長令是、  
種之折衝、結果同藩解決也、

要求事項、人告致、田正、爾方之復職也、

2. 爾方之復職、訓練ノイフト、3. イエラ多ク、吾人下ニ

人ノ復職、従来ノ奉養例ノ整理ナレバ、四月ヨリ、下ノ押入人

ノ復職トス、契約トナシ、コトヲ、従来通り、

ア、奉養例ニ於テ、復職ス、

解決事項、1. 解雇者長致、田正、爾方、四月ヨリ、復職也、

2. 人告致、拒絶、3. 吾人下ニ、奉養例、従来通り、

ア、奉養例ニ於テ、復職ス、